

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

【社会福祉情勢の変化】

- 人口減少社会の到来、家族や社会的なつながりの希薄化等により、地域社会は大きな転換点を迎つつあります。かつては「終身雇用」など、日本的といわれる社会経済の仕組みの中で、社会福祉制度においても、支える側と支えられる側を固定的に捉えた典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。
- しかしながら、昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。
- こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と、様々な課題解決の主体としての地域の力の強化が必要と考えられます。
- 日本の寿命は世界トップクラスであり、今後更に延伸することが予想されています。「人生100年時代」を迎える中で、高齢者から子どもまで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、それぞれの生き方やスタイルの違いを認め合い、応援し合う社会をつくっていく必要があります。

【社会福祉法の改正】

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されています。
- 改正社会福祉法（以下「法」という。）では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備、そして、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に重層的に取り組むことの必要性が明記されました。
- 法第4条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアなど地域で福祉的な活動を行う主体）は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。
- また、法第6条では、地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進に当たっての行政の責務が明記されるとともに、地域の力と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策に関する新たな計画を策定します。

第2節 社会情勢の変化に即した時代認識

【人生100年時代の到来】

- ロンドンのビジネススクールの教授であるリンダ・グラットン氏らが著した「ライフ・シフト」では、今後長寿化が進行し「人生100年時代」を迎えるなかで、個人の人生についても「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型モデルではなく、マルチステージ型の人生へと見直すことが必要とされています。
- 「人生100年時代」において重要性が増すものとして、生涯にわたる「教育」、70歳を超えて働くことを想定した「多様な働き方」、お金だけでなく、経験や人的なネットワークなどの「無形資産」が挙げられています。
- また、100年という長い期間をより充実したものとするためには、スポーツや文化芸術活動、地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも重要です。
- 元気に活躍できる中高年層が社会の重要な担い手となるような構造転換を進めるとともに、活躍の場となる就労の場づくりや、地域活動の活性化などが必要になってきます。

【「ちがい」を認め合える社会づくり】

- LGB T総合研究所が2016年に実施したマーケット調査では、「自分はLGB T等のセクシャルマイノリティに該当する」と答えた人は8.0%存在することが明らかとなりました。一方、職場に同性愛者や両性愛者がいることに抵抗を感じる人は3人に1人おり、また、男女別にみると抵抗を感じる人の割合は男性が女性の約2倍、40代、50代と年代が上がるにつれて高くなる傾向がある（日本労働組合総連合会「LGB Tに関する職場の意識調査」結果）など、真の意味での多様性を受け入れるダイバーシティ社会の実現という観点では、周囲の理解は未だに進んでいない状況にあります。
- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されました。これにより、我が国に居住する外国人が増加することが想定されます。
- お互いの異なる価値観を認め合える、「ちがい」＝「多様性」に寛容な社会、誰もが排除されない地域づくりを進める必要性がますます高まりつつあります。

【孤立から共生へ】

- 社会経済状況の変化の中でひきこもりの長期化や介護離職などにより、「8050問題」に見られるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加しています。
- 社会的な孤立の増加の背景として「無縁社会」「自己責任」「おひとりさま」などのキーワードが人々の共感を集めていることや、ヘイトスピーチ（憎悪表現）など、多様性を否定する事件も目立ちつつあることが考えられます。
- 今こそ、地域共生の理念を皆が学び合い、ともに生きる、ともに暮らす新しいお互いさま社会（※）を創造していく必要があります。

※ 新しいお互いさま社会

「困ったときはお互いさま」というような、かつてあったご近所付き合いや地域のつながりをそのまま再現するのではなく、地域の状況や一人ひとりのライフステージに応じて、自然に支援の支え手と受け手が入れ替わり、みんなで地域を支え合う社会

第3節 地域福祉支援計画が目指すもの：地域共生社会の創造

- 高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、日本人も外国人も、全ての人が孤立することなく、一人の人として尊重され、当たり前居場所や役割を持って活躍でき、支援が必要となったときには安心して困ることができる(※)、ごちゃまぜで暮らす(※)社会を創造していきます。
- 地域住民が普段の暮らしの中で取り組んでいる助け合い、支え合いなどの「宝」を発掘・共有するとともに、これまでの支え手・受け手の役割分担を超えて、誰もが地域の担い手として役割を持ち、NPO、企業、福祉関係者、市町村、県などがつながり合い、地域をつくっていく、新しいお互いさま社会を目指します。
- 市町村において、自助・互助・共助・公助が包括的に機能する社会を目指して、市町村の取組を支援するとともに、小規模町村が多い本県の実情に合わせて広域的支援機能の強化を図ります。

※ 「安心して困ることができる」社会

地域の中に多様な居場所や支え合いの活動があり、その場に集う人々が、発見した困りごとを「自分ごと」として受け止め、皆で支え合い解決しようとする仕組のある社会

※ 「ごちゃまぜで暮らす」社会

世代のちがいや障がいの有無、国籍の違い、文化の違いなど様々な個性を持った住民が、互いの違いを尊重し、地域の中で役割と出番を持ち、支え合って暮らす社会

第4節 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として以下の項目を盛り込み、市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他福祉に関連して共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

第5節 計画期間

- 長野県総合5か年計画と整合を図るため、2019年度(平成31年度)から2022年度までの4年間とします。
- ただし、本県の地域福祉を取り巻く課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第6節 他の計画との関係

- この計画は、「しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合5か年計画）」の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」を地域福祉の分野で具体化する計画です。また、長野県が今後目指す地域福祉の方向性に関する基本的な計画として、関連する計画との整合・調和を図ります。
- この計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を最大限尊重します。

